

くぬぎ台小学校PTA規約

第1章 名称および事務所

- **第1条** この会は、相模原市立くぬぎ台小学校PTA（設立時名称：くぬぎ台小学校父母と教職員の会）といい、事務所を同校内におきます。

第2章 目的

- **第2条** この会は、保護者と教職員が協力し、児童の健全な育成をはかるため学校教育・社会教育・家庭教育のそれぞれの機能を十分に発揮できるよう、助け合い、学び合い、あわせて親睦をはかることを目的とします。

第3章 方針

- **第3条** この会は、目的達成のため民主的団体として次の方針に従って活動します。
 1. 児童の教育ならびに幸せのために活動する他の団体および機関と協力し、自主的な活動をします。
 2. この会または、この会の役職の名で、特定の政党や宗教を支持することなく、また、営利を目的とするような行為は行いません。
 3. 学校および保護者とこの会は、相互の立場を理解し円滑な運営に協力し合います。

第4章 活動

- **第4条** 児童の望ましい成長を願い、良識ある保護者・教職員となるために、必要な活動をします。
 1. 児童をとりまく生活環境の改善に必要な活動をします。
 2. 児童のより良い教育を充実するため、学校と家庭が緊密な連絡をはかります。
 3. 公費による教育予算が充実するよう関係機関に働きかけます。
 4. その他、目的達成のため必要な活動をします。

第5章 会員

- **第5条** この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者および、これに代わる者と本校職員の中で、入会を希望する方で組織します。
 1. 会員は、一家族一会員とします。
 2. 会員は、この会に対しそれぞれの立場を尊重し、すべて平等の権利と義務を有します。

第6章 年度及び会費

- **第6条** この会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、次条以降における年度は事業年度と同一の定義とします。
- **第7条** 会費は一会員につき年額2,000円とします。会費の納入は5月1日現在の会員について会費納入の対象とします。年度途中に入会または退会があった場合、返金を行わず、中途での納入も不要とします。本項で規定した会費を年度単位で変更する場合は総会に報告および承認を受けるものとします。

第7章 会議

- **第8条** この会の会議は次の通りとします。
 1. 定期に開催するもの……（総会・運営委員会）
 2. 随時開催するもの……（本部役員会・地区長会・校外全体会）
 3. 必要が生じた時開催するもの…（臨時総会・学級会・学年会・地区会・特別委員会）
- **第9条** 総会は次の通りとします。
 1. 総会は全会員で構成され、この会の最高の決議機関といたします。
 2. 総会は会長が招集し、年1回定期総会を開きます。
 3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった時、開くことができます。
 4. 総会の資料は5日前までに配布します。
 5. 総会の定足数は会員の3分の1以上（委任状を含む）をもって成立し、決議はその出席者の過半数の同意を必要とします。
 6. 総会は書面にて行うことができるものとします。この場合、議決権行使の書面を提出した会員数は前項の定足数に算入するものとします。
- **第10条** 運営委員会は次の通りとします。
 1. 運営委員会は、会長、顧問、副会長、書記、会計、校外地区長、必要に応じて特別委員会正副委員長によって構成されます。
 2. 運営委員会は、定期的に関き、この会の運営上必要な事項を協議立案し、執行します。
 3. 臨時運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の3分の1以上の要求があった時、招集することができます。
 4. 運営委員会の定足数は構成員の3分の2以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。
 5. 運営委員会は必要により学級討議の上、特別委員会をおくことができます。
 6. 運営委員会は会議を開催する都度、校長と緊密な連絡を取り合い、学校運営上必要な意見を聞くことができます。
 7. 運営委員会に役員（会計監査を除く）で構成された本部役員会をおき、外部団体及び機関との交渉にあたりると共に、緊急を要する事項に限り、協議の上処理し、運営委員会に報告します。
- **第11条** この会は必要に応じて学級会・学年会・地区会を置くことができ、以下の通り運営します。
 1. **学級会** 学級会は、学級の保護者と教師で構成され、身近な教育上の諸問題について話し合い、会員の親睦と向上につとめます。また、必要が生じた場合は学級の意見や要望を運営委員会に提案することができます。
 2. **学年会** 学年会は、学年の保護者と教師で構成され、学年固有の問題が発生し必要が生じた時、開くことができます。
 3. **地区会** 地区会は、各地区に所属する保護者と教職員で構成され、学校と緊密な連絡をとり、児童の校外における生活指導並びに環境の浄化につとめます。また、必要が生じた場合は、地区の意見や要望を運営委員会に提案することができます。
- **第12条** 校外委員会は次の通りとします。
 1. 校外委員会は、児童の校外における生活指導、並びに環境の浄化につとめるとともに、他の団体および機関と協力し、児童の健全な育成をはかることを目的とします。
 2. 校外委員（親班長）は、地域での児童および環境の実情を把握できる範囲を担当し、地区内の連絡調整をはかります。
 3. 校外委員会は、随時開催され、地区の自主性を尊重しながら他の団体および機関、並びに運営委員会と連絡をとりあい、目的を達成するために必要な活動を行います。
 4. 校外委員会は、各地区の校外委員および教職員で構成されます。
 5. 校外委員会の定足数は、各地区の構成員の5分の3以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。
 6. 校外委員会は、各地区代表（校外地区長）より正副委員長を選出し、委員長は委員会を招集し、また、関係機関との連絡にあたります。また、構成員の10分の1以上の要求があった場合は、委員長は委員会を招集しなければなりません。

- **第13条** (削除)
- **第14条** 特別委員会は次の通りとします。
 1. 特別委員会の構成および任務については、その都度運営委員会で協議の上決定します。
 2. 特別委員会は、年度にかかわらず、その目的を達成したと運営委員会が認めた時、学級協議の上、解散します。
 3. 特別委員会は、総会においてその年度の活動を報告します。

第8章 委員及び役員の選出

- **第15条** この会に次の委員をおきます。
 1. 校外委員
 2. 特別委員
 3. なお、教職員は各委員会に所属します。
- **第16条** 委員の選出は次の通りとします。
 1. (1) 校外委員は、各地区の実情にあわせて選出します。(2) 各地区校外委員の中から地区代表を各1名選出し、運営委員を兼ねます。
 2. 教職員から出る3名の運営委員は、教職員の話し合いによって選出します。
- **第17条** 委員の任期は次の通りとします。
 1. 各委員の任期は前条における選出時点から翌年度における同様の選出時点までとします。なお、前条における選出は次年度の各委員の選出を前年度末までに事前に行うことを妨げませんが、この場合の任期は、新年度開始時点からとし、前年度委員は前年度の終了時点で任期満了とします。
 2. 委員に欠員が生じた時は、すみやかに後任を選出し、任期は前任者の残存期間とします。
- **第18条** この会に次の役員をおきます。
 1. 会長：1名 (P1)
 2. 副会長：2～3名 (P1～2、副校長)
 3. 書記：3名 (P2、教務)
 4. 会計：3名 (P2、T1)
 5. 会計監査委員：2名 (P2)
 6. この会には、学校長を顧問としておきます。
- **第19条** 役員の選出と承認は次の通りとします。
 1. 会長、副会長 (P2) 及び会計監査委員は、第8条に掲げる定期総会で承認を得るものとします。
 2. その他の役員は立候補等により選出し、定期総会で承認を得るものとします。
- **第20条** 役員の任期は次の通りとします。
 1. 会長及び副会長の任期は前条に掲げる総会での承認時点から、翌年度の定期総会における次期役員の承認時点までとします。なお、臨時総会において役員の解任及び次期役員の承認が行われた際はその決定に従うものとします。また、同一役職は3年を限度としますが、周年行事等を控えた場合はこの限りではありません。
 2. 会長及び副会長以外の役員の任期は定期総会から翌年度の定期総会までとします。なお、役員の同一役職は2年を限度とします。
 3. 役員に欠員が生じた時は、すみやかに後任を選出し、任期は前任者の残存期間とします。
- **第21条** 本章で定める各委員の他にボランティア委員を任命することがあります。
 1. ボランティア委員は、PTA活動を補完する目的で必要に応じて運営委員会が募集し立候補した会員の中から選出し任命します。
 2. 運営委員会はボランティア委員を募集する際に、任期と任務の内容を会員に通知するものとします。

第9章 委員および役員の任務

- **第22条** 委員の任務は次の通りとします。

1. (1) 校外委員は、担当地区内の連絡調整をはかります。(2) 校外地区長は、地区を代表し、地区内および運営委員会との連絡調整にあたります。
- **第23条** 役員の任務は次の通りとします。
 1. 会長は、会を代表し、総会・運営委員会その他必要な会議を招集すると共に、会務の処理にあたります。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、代理をつとめます。
 3. 書記は、この会の活動に関する必要な事項を記録し、整理保管します。
 4. 会計は、この会の会計事務を担当し、会計監査を経た決算を総会に報告し、承認を得ます。
 5. 会計監査委員は、中間および年度末の年2回会計監査を行い、その結果を総会に報告します。

第10章 個人情報の取り扱い

- **第24条**
 1. この会が個人情報を取り扱うにあたっては利用目的を特定するとともにその達成に必要な範囲を超えて取り扱わないものとします。
 2. この会が取り扱う個人情報の安全管理のために適切な措置を図ります。

第11章 規約の改正

- **第25条**
 1. この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の承認をもって決定します。
 2. この会の運営上必要な細則の改正は、学級討議の上、運営委員会で決定し、次期総会に報告します。

付則

1. この規約は、昭和52年5月22日から施行します。
 2. 規約の一部を改正し、昭和53年6月30日から施行します。
 3. 規約の一部を改正し、昭和57年5月15日から施行します。
 4. 規約の一部を改正し、昭和63年5月14日から施行します。
 5. 規約の一部を改正し、平成6年4月委員選出日をもって施行します。
 6. 規約の一部を改正し、平成11年5月15日から施行します。
 7. 規約の一部を改正し、平成14年5月15日から施行します。
 8. 規約の一部を改正し、平成16年5月17日から施行します。
 9. 規約の一部を改正し、平成18年5月15日から施行します。
 10. 規約の一部を改正し、平成24年5月14日から施行します。
 11. 規約の一部を改正し、平成27年5月14日から施行します。
 12. 規約の一部を改正し、平成28年5月13日から施行します。
 13. 規約の一部を改正し、平成30年5月12日から施行します。
 14. 規約の一部を改正し、令和元年5月10日から施行します。
 15. 規約の一部を改正し、令和2年6月26日から施行します。
 16. 規約の一部を改正し、2022年5月13日から施行します。(第21条の追加、それ以降の条数の変更)
 17. 規約の一部を改正し、2023年5月12日から施行します。(PTA役員数や運営形態の変更を反映)
 18. 規約の一部を改正し、2024年5月9日から施行します。(推薦委員会の廃止)
 19. 規約の一部を改正し、2025年5月13日から施行します。(副会長定数の変更等)
 20. 規約の一部を改正し、2026年5月14日から施行します。(会員についての記載変更)
-
-

細則

第1章 会計規定

- **第1条** この会の運営に必要な経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてます。
- **第2条**
 1. 予算の執行は、総会で承認された予算に基づき、適正に行います。
 2. 学校運営上、特別会計等必要な経費の計上・支出は、運営委員会で討議の上決定し、総会で承認をうけます。但し、活動に支障をきたす場合にはこの限りではありません。
- **第3条** 金銭の収支と資産の内容を明確にするため、会計帳簿および財産目録を備え、整理記帳します。
- **第4条** 会計帳簿は、会員の要求があればいつでも閲覧することができます。
- **第5条** 会計監査は適正に会費が使われているか、中間および年度末の年2回確認を行います。
- **第6条** 各委員会内の会計で処理された金銭の収支は、領収書または、これに代わるものを添えて、会計に報告します。
- **第7条** 会費は年2回に分け、所定の期日に集金します。
- **第8条** 学級委員は会費をとりまとめ、会計に納入します。
- **第9条** 各種経費の支払いは、原則として会計の指定する期日に行います。
- **第10条** 通帳および印鑑の保管場所について、通帳はPTA会計管理とし印鑑は学校で保管とします。

第2章 慶弔規定

- **第1条** 会員および児童の慶弔規定は、次の通りとします。
 - 会員および児童死亡の場合は、10,000円。
- **第2条** 前条の他、吊意を表す必要が生じた場合は、役員会において協議の上、一律5,000円として処理し、運営委員会に報告します。
- **第3条** この規定による返礼は、受けないものとします。

第3章 交通費規定

- **第1条** この会を代表して、会員が出張した場合は、交通実費を支給します。
- **第2条** 前条の他、必要が生じた場合は、その都度、運営委員会で協議の上処理します。

第4章 サークル活動規定

- この会に会員の親睦を深めるため、次の方法により、この会の目的に沿ったサークルをおくことができます。
- **第1条** 発起人は、全ての会員を対象に広報などを通して公募し、10名以上の賛同者をもって、サークルを結成することができます。
- **第2条** サークルは、自主独立運営とし、結成を運営委員会に報告します。
- **第3条** サークル活動は、次期総会に報告します。

第5章 個人情報保護法

- **第1条** この会が取り扱う個人情報は本人の同意を得ないで第三者への提供は行わない。ただし法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではない。
- **第2条** この会が保有する個人情報は目的が達成された時点で速やかに償却を行う。

- **第3条** 行事等において広報誌、学校ホームページなどの掲載を目的とした写真撮影については良識の範囲において本人の了承を得ずに行うことができるものとする。
-

付則

1. 地区は、次の通りとします。
 - (1) 東林間4丁目
 - (2) 東林間5丁目
 - (3) 東林間6丁目
 - (4) 上鶴間5丁目
 - (5) 上鶴間6丁目
 - (6) 上鶴間7丁目
2. この細則および付則は、昭和52年5月22日から施行します。
3. 細則および付則の一部を改定し、昭和57年5月15日から施行します。
4. 細則の一部を改定し、平成11年5月15日から施行します。
5. 細則の一部を改定し、平成16年5月17日から施行します。
6. 細則の一部を改定し、平成18年5月15日から施行します。
7. 細則の一部を改定し、平成24年5月14日から施行します。
8. 細則の一部を改定し、平成29年5月12日から施行します。
9. 細則の一部を改定し、令和元年5月10日から施行します。
10. 細則の一部を改訂し、2024年5月9日から施行します。（推薦委員会規定の廃止）